

一般社団法人 全国労働金庫協会御中

(全国 13 のろうきんの中央機関として組織化されているとのことでの質問と要請です)

共通番号制度(マイナンバー制度)の取り扱いに関する質問と要請

共通番号・カードの廃止を目指す市民連絡会

私たちは、共通番号制度(通称マイナンバー制度)のもつ問題点・危険性を明らかにし、その廃止を目指す、市民・議員・弁護士・医療福祉団体・労働組合などで結成された緩やかなネットワークです。

私たちは、この共通番号制度(マイナンバー制度)は、

- 1、国民一人ひとりに統一番号を附番し、国家による国民管理のツールとして制定されたものであること。
- 2、市民のプライバシー権を侵すものであること。
- 3、個人情報漏洩の危険が著しいこと。
- 4、個人の尊厳をないがしろにするものであること。
- 5、いずれ近い将来、強制附番の道が開かれれば、国民の財産の全てをこの番号制度で一網打尽にする可能性を秘めた制度であること。

と位置づけ、全国で、憲法違反の制度であるとして違憲訴訟を戦っています。

ろうきんの基本理念が公開されています。

働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関。

働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立つ。

会員が行う経済・福祉・環境および文化に係る活動を促進し、人々が喜びをもって共生で

きる社会の実現に寄与することを目的とする。以下略

戦後のろうきんの成り立ちを知る私たちは、

貴金庫が、一人ひとりの人権を重んじ、共通番号制度(マイナンバー制度)に対しても対応されるものと信じております。

しかし、各地のろうきんと取引の有る労働組合の組合員から、以下のような意見や質問が多く寄せられているため、以下、数点の質問や要請をさせていただきます。この質問へのご回答は、私たちの会報や、ホームページを通じて公開し、取引判断の検討資料とさせていただきますので宜しくお願いいたします。

- 1、ろうきんとの取引に際し、個人番号(マイナンバー)の提示を求められた。
- 2、窓口の係員にその理由を問いただしたが明確な回答は得られなかった。
- 3、2018年1月から預金口座と個人番号の紐付けが始まっているが、あくまで個人番号の提供は任意なのではないかと尋ねたが、税務署への報告に必要なだとの回答だけで、番号法のどこに書かれているのかとの問いにも明確な回答は得られなかった。

質問事項

- ① ろうきんの共通番号制度(マイナンバー制度)への基本的な評価をお聞かせください。
- ② ろうきんは各組合員(参加組合等)に共通番号制度(マイナンバー制度)の説明をどのようにされていますか。窓口ではどのような説明をされていますか。
- ③ ろうきんの扱っている商品のうち、個人番号の提供が必要なものと、必要でないものはどのようになっていますか。
- ④ 金融監督庁が2017年2月24日付けで「マイナンバー提供を求める場合の柔軟な対応」を要請する通知を全銀協に出しました。ろうきんの監督官庁は内閣府だと聞いていますが同様の通知はありましたか。
- ⑤ 2015年12月以前から投資信託、公共債などのお取引をされている方も提示が必要と、ろうきんの案内にあります。提供されない場合の取り扱いはどうされていますか。NISA などを取り扱う証券会社(野村証券では5割、大和証券では8割が番号未提供)では対応に苦慮している(日経新聞)様です。
- ⑥ 提供された個人番号の管理方法はどのようにされていますか。
- ⑦ 番号法は、利用目的の範囲内で金融機関や企業、行政各署に番号収集するよう規定していますが、提供する側の義務規定はありません。このことを窓口や、営業活動の担当者に周知していますか。
- ⑧ 税務署、市役所、ハローワーク、日本年金機構などは、番号の提供がなくても提出書類は受理すると回答しています。ろうきんは、どのような対応をしていますか。
既存のマル優、マル特、年金財形、住宅財形などの取り扱い
新規のマル優、マル特、年金財形、住宅財形などの取り扱い
2018年1月からスタートした、普通預金、定期預金等への番号の任意提供のお願いについての取り扱い方
- ⑨ 窓口や団体訪問で、「ろうきん側は番号法に基づき番号提供を求める」が、預金者側(組合員等)には「提供の義務規定はない」と改めて説明するお考えはないかお聞かせ願いたい。

以上